

勞動關係調整法案特別委員會議事速記錄第一號

委員氏名	委員長	副委員長	副委員長	男爵渡邊	修二君
公爵三條	子爵高木	正得君	子爵高木	子爵高木	正得君
侯爵東郷	實春君	實春君	侯爵鍋島	侯爵鍋島	侯爵鍋島
侯爵秋月	彪君	彪君	伯爵王生	伯爵王生	伯爵王生
子爵松平	直泰君	直泰君	子爵秋月	子爵秋月	子爵秋月
子爵大久保	基泰君	基泰君	子爵松平	子爵松平	子爵松平
子爵三宅	種英君	種英君	子爵大久保	子爵大久保	子爵大久保
子爵松平	乘統君	乘統君	侯爵尚君	侯爵尚君	侯爵尚君
桑木	嚴翼君	嚴翼君	子爵三宅	子爵三宅	子爵三宅
牧野	英一君	英一君	子爵松平	子爵松平	子爵松平
吉田	久君	久君	男爵松本	男爵松本	男爵松本
男爵松本	本松君	本松君	男爵山根	男爵山根	男爵山根
男爵山根	健男君	健男君	男爵山名	男爵山名	男爵山名
男爵中村	義鶴君	義鶴君	男爵中村	男爵中村	男爵中村
種田	虎雄君	虎雄君	種田	種田	種田
我妻	榮君	榮君	我妻	我妻	我妻
正田貞一郎君	正田貞一郎君	正田貞一郎君	竹中廢右衛門君	竹中廢右衛門君	竹中廢右衛門君
竹中廢右衛門君			中山太一君	中山太一君	中山太一君
中山太一君			片倉兼太郎君	片倉兼太郎君	片倉兼太郎君
秋田三一君			秋田三一君	秋田三一君	秋田三一君
古垣鐵郎君					古垣鐵郎君

整法案ノ概要ニ付テ御説明申上ゲマサ、本法案ノ提案ノ理由ニ付キマシテハ、既ニ本會議ニ於テ申述べタ通りデ合ノ健全ナル發達ヲ促進致長致シマスコト相俟チマシテ、爭議權ニ最少限度ノ制限ヲ加ヘテ、公共ノ福祉ヲ謹謀致シマス一方、勞働關係當事者間ニ不幸福感ニシテ意見ノ不一致ヲ招來致シマシタマシテ、產業ノ平和ヲ維持シ、以テ日本再建ニ寄與セムトスル譯デアリマス、簡單ニ以下其ノ内容ヲ説明致シマスルト、先づ第一章總則ニ於キマシテハ、以上述べマシタ根本精神ヲ明カニスルコトヲ目的ト致シマシテ居ルモノニアリマシテ、殊ニ第二條及第三條等ニ於キマシテハ、爭議ハ當事者ノ自主的努力ニ依シテ解決スベキモノタルコトヲ本旨ト致シマシテ、政府ハ其ノ自主的努力ニ援助ヲ與フルニ止マルモノニアアルト云フコトヲ明カニシテ居ルノデアリマス、又第八條ニ於キマシテハ爭議制限ヲ爲ス公益事業ノ範圍ヲ必要ノ限度ニ止ムルコトヲ規定シテ居ル次第アリマス、次ニ第二章、第三章、第四章ニ於キマシテハ、勞働爭議が發生シタマス、又第八條ニ於キマスル幹旋ト申シマスノハ、争議ノ起シメルコトヲ目的トシテ居ル制度デアキ、又起キムトスル場合ニ、學識經驗有スル者ヲシテ争議當事者間ヲ幹旋セシメテ、サウシテ、自主的ニ和解セシテ、幹旋ト申シマスノハ、争議ノ起

リマス、又調停ト申シマスノハ、調停委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、當事者双方ノ意見ヲ能ク聽キマシテ調停案ヲ作成シマシテ、之ヲ兩當事者ニ提示致マシテ、其ノ受諾ヲ勧告スルモノデアリマスガ、第十八條第一項第三號乃至第五號ノ所謂強制調停ノ場合ト雖モ、調停案ノ受諾ヲ強制スルモノデハアリマセヌ、調停ニ掛ケルコトヲ強制スルニ止マリマシテ、調停案其ノモノハ何時テ、當事者ノ任意ト致シテ居リマス、其ノ次ニ仲裁ト申シマスルノハ、是ハ勞働委員會テ仲裁ノ裁定ヲ致シマスト、當事者ハ必ズ之ニ服サナケレバナラヌト云フ制度アリマス、從ヒマシテ此ノ仲裁ト云フコトハ、豫メ當事者双方ニ於テ之ニ服從スルト云フ同意ガナルトカ、或ハ労働協約ニ於テサウ云フコトヲ規定スルト云フコトヲ前提トシテ居ル次第アリマス、併シ以上ノ三方法ノ何レノ場合ニ於キマシテモ、當事者双方ノ合意ニ依リマシテ本法ニ規定シテ居ル者以外ノ者ノ幹旋、調停乃至仲裁ヲ受ケルコトハ、勿論隨意デアリマシテ、決シテ此ノ法律ニ依ツテ之ヲ制限シテ居ルノデハアリマセヌ、第五章ハ爭議行爲等ノ制限禁止ニ關スル規定アリマシテ、第一工場等ニ於キマスル安全ヲ危クスルヤウナ行爲ハ一切禁止シテ居リマス、次ニ特定ノ公益事業ニ付キマシテハ、所謂拔打争議ト云フモノヲ禁止シテ、國家公衆ニ對シテ争議發生ニ對處スル爲ニ必要ナ餘裕ヲ與ヘ、且ツ此ノ間諛論ノ批判ヲ十分受ケ得ルヤウニシテ、此

ノ拵打爭議ト云フモノノ突發的ニ起ル
コトヲ禁シテ居ル譯デナリマス、又
第五章ニ於キマシテハ更ニ警察官吏、
務ハ國家ニ缺クベカラザル性質ノモノ
ヲ爲シタル故ヲ以テ解屋若シクハ其ノ
他ノ不利益ナ取扱ヲ爲シテハナラナイ
コトニ致シテ居リマス、最後ニ第六章
ニ於キマシテハ、是等ニ關スル必要ナ
經費ノ辯償ニ關シテ規定シテ居リマ
ス、以上方大體本法案ノ概要デアリマ
スルガ、本法案自體ハ勞働争議ノ豫防
解決ニ關スル謂ハバ技術的ノ規定デア
リマシテ、又諸外國ノ法制ニ比較致
シマシテモ、寧ロ消極的ナ感ガアルノ
デアリマシテ、是ノミヲ以テ勞働争議
ノ豫防解決ノ方法ノ全部デナイコトハ
勿論デアリマシテ、爭議發生ニ至ル原
因、例ヘバ賃金其ノ他ノ勞働條件、或
ハ更ニ根本的ニハ食糧問題、「インフ
レ問題、生業問題等ヲ解決スルコトガ
必要デアルノハ言フ迄モナイノデアリ
マス、政府モ是等ノ面ニ付テ能フ限り
努力ヲ傾注致シマシテ、兩々相俟ツテ
労働關係ノ公正ナル調整ヲ圖ツテ、日
本再建ニ資スル所存デゴザイマス、大
體此ノ法律ハ労務法制審議會ノ審議ヲ
経マシテ、サウシテ特ニ公聽會ニモ懸
ケマシテ、労務法制審議會ニハ労働者
ノ代表モ相當御入りニナリ、サウシテ

小委員會案ノ作成等ニ當ツテ實ヒマシ
テ、大體此ノ輿論ヲ其ノ體映ジテ居ル、
ソレカラ又組合法ヲ作りマスル時ノ
昨年カラノ沿革ニ徵シマシテ、斯ワ云
フ法律ハ當然出ベキモノダト云フ一般
ノ期待モアツタト云フコトデ、此ノ内
閣が出來マシテカラ前内閣以來ノ繼承
シタモノノヲ其ノ儘採上ゲテ實ハ提案
シタモノニアリマス、ソレデ内容ハ今
申シマシタ通りニ、勢効爭議ガ起ツタ
時ニ、如何ニシテ之ヲ豫防シ、如何ニ
シテ調整ルカト云フ其ノ技術的方
法、是ハドウモ何處ノ國ニモアルコト
デアル、是ハサウヤラメトイカヌ、勞
働組合法モ其ノコトヲ豫見シテ居リ
マス、ソレヲ第一ニ置イテ居ル、第二
ノ問題ハ全ク公益擁護ノ立場ニ於キマ
シテ、ソレハ今申シマシタ抜打爭議ニ
三十日間ノ餘裕ヲ設ケマシテ、突然
「ストライキ」ヲヤラレテハ、困ルコト
ガアル、例へバ交通關係ノ如キ、郵便、
電信ノ如キ、山ノ手争議ナドノ例ニ付
テモ御體験ノ通リデアリマセウ、是ハ
一定ノ三十日ト云フ餘裕ヲ取ツテ罷カ
ヌトイカヌ、サウシテ國民ノ日常生活
ガ困ルヤウニサレテハイカヌデヤナイ
カト云フ意味デ、各國トモ斯ウ云フ法
制ハアルノデアリマスソレカラモウ一
ツハ官吏ノ罷業ノ禁止デアリマス、官
吏ト申シマシテモ、國務ニ關係ノアル
官吏ヲ意味スルノデアリマシテ「エレ
ベーダー・ボーア」トカ小使ト云フモ
ノハ入ラヌノデアリマス、本當ノ國家ノ
職務ニ關係ノアル官吏デアリマス、一
般官吏ガ萬一「ゼネ・スト」デモヤル

リマス、國務ガ止マリマスト、矢張リ、内閣ナリ、政府ト云フモノハ、明ツクリ返ルト云フヤウナ懸念モ頗る濃厚ナシアリマス、サウシマスルト、今後ノ政府ト云フモノハ、國民ノ多數ノ投票ヲ持ツタモノヲ「バツク」トシテ立ツト云フ政府ニナツテ居リマスカラ、ソレガ少數ノ官吏ノ能業ニ依ツテ引ツクリ返ルト云フヤウナコトニナリマスルト、是ハ本當ノ意味ノ「デモクラシー」—ナイヂヤナイカト云フヤウナ酷デ、ドウシテモ是ハ禁止シテ置カナクテハイカヌト云フ意味デアリマス、サウ云ブダケノ目的デ立テラレタモノデ、色々世間ノ労働組合アタリニ反対ガアリマシテ、御承知ノ通リノ「デモ」ナドガ大分アリマシタガ、私共ハ其ノ眞意ヲ實ハ能ク解スルコトガ出來ズ、段々理解サレルニ從ツテ、此ノ問題ハ分ツテ來ルモノナリト云フ、確信ノ下ニ、此ノ法律ヲ衆議院モ通過ラムツタヤウナ事情ニナツテ居リマス、デ、ドウシテモヤラナキヤナラス、國家トシテヤラナキヤナラヌ當リ前ノコトダカラヤレルノダト云フコトデ、段々其ノ點ガ一般人ニ徹底シマスレバ、此ノ法案ニ對スル誤解モ解ケテ來ルデアリマセウシ、又勞働問題ノ調整及び公益事業上カラ云ヘバ、ドウシテモ是ダケノモノハ必要ナリト云フ信念ノ下ニヤツテ居ルト云フコトヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、サウ云フ趣旨デアリマスカラ、何卒御審議ノ上速カニ御賛成アラムコトヲ希望スル次第アリマス〇委員長(男爵渡邊修二君)質疑ニ入リマス〇秋田三一君序ニ衆議院ノ色々ナ

體ノ様子ヲ述ベマス、此ノ法律ニ對スルハ大抵(河合麗成君)ソレデハ大
陸衆議院ノ議論ハ、矢張リ今申シマシタタタタタタタタタタタタタ
タ三ツニ分ケテ議論ガ集中シテ來タノアリマス、第一ノ問題ハ其・斡旋、
調停、仲裁ト云フ問題デアリマス、是ハ勞働組合法ニ斡旋、調停、仲裁ト云
ハ勞働組合法ニ斡旋、調停、仲裁ト云フ問題デアリマス、是ハ
フヤウナ意味ノコトヲ書イテアリマシテ、サウシテは當然矢張リ別ノ法律
ナリ、或ハ勅令ナリ、何カデヤラナクテ、ヤナラヌ、其ノ手続ガ書イテアリマシ
チヤナラ、其ノ手続ガ書イテアリマシテヤナラチヤナラヌ規定ナ
セヌノデ、ヤラナクチヤナラヌ規定ナ
ンデアリマス、併シナガラ事柄ハ重大大デ
アルカラ、矢張リ斯ソ云フ「レーバー、
アジャストメント」ト申シマスカ、
此ノ法律デヤルノガ最モ適當デアラウ
ト云フ譯デ提案シタ譯デアリマスガ、
此ノ點ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマ
シテハ餘り議論ハアリマセヌ、大體
ハ此ノ第一ノ點ハ了承サレタト思ヒマスガ、
ス、ソレカラ第二ノ點ハ今申シマジダ
拔打爭議ノ禁止ト云フコトデアリマ
ス、是ハ勿論一般ノ事業ニ付テヤル
デハアリマセヌデ、公益性ノ非常ニ濃
厚ナ、而モソレガ國民ノ日常生活ニ
影響ノ及ブモノニ付テダケナノデアリマ
ス、ソレデ是ハ第八條ニ規定シテ居リ
マスルガ、「公衆の日常生活に缺くこ
との出來ないもの」ト云フコトデ、運
輸事業、郵便、電信、電話、水道、電氣、
瓦斯、醫療、公衆衛生ト云フヤウナ事業
ニナツテ居リマシテ、是ハ限定的ニテ居
リマス、其ノ外、尙中央勞働委員會
員會ニ特別ニ議決ヲシマシテ、中央大
労働委員會ハ勞働者、資本家及び第三
カラ成立ツテ居ルノデスガ、其ノ各代
表ノ者ノ過半數ノ賛成ガアツタ場合ニ
ハ、其ノ外ノ事業ヲ一年間ノ期間ヲ限
シテ指定スルコトガ出來ルト云フ風ニ、

公益事業ニ多少彈力付ケテ居リマス、ソレヘ例へバ食糧配給ノヤウナ仕事デアリマスルガ、是ハ食糧配給ト云フノハ、本來食糧ト云フモノハ配給スルト云フ仕事デハナイ、此ノ頃ノヤウナ食糧問題ノ非常ニ窮屈シタヤウナ時ニハ食糧配給ノ方法ヲ執ラナケレバインカヌカラ、サウ云フ方法ヲ執ツテ居ル時ニハ、食糧配給ノ如キハ公益事業ト云フコトニナツテ居リマスガ、此ノ問題モ、此ノ範囲ニ付テハ多少議論モアリマシタケレドモ、餘りヤカマシイ議論ハアリマセヌデシタ、唯サウ云フコトハ労働争議ノ發生ノ頭ヲ叩クモノデアリマス、デ、労働争議ハ労働争議權デ權利トシテ認メラレタモノデアルカラ、サウ云フモノヲ國家ガ頭ヲ叩クト、ドウシテモ争議ト云フモノハ氣合ノモノデアルカラ、ナカニウマクヤレヌノダ、爭議ヲヤレヌト云フコトハ、結局労働者ノ權利ヲ害スルト云フコトニナルノデヤナカイカ、サウダカラソンナ風ニスルノハイカスト云フヤウナ議論ガ矢張リ中心アリマス、一方ソレニ對シマシテハ、イヤ、ソレハ矢張リ國民ノ日常生活ニ關係ガアルノダ、國民ノ日常生活ト云フノハ是ハ公益上極めて重要ナルゴドナンダ、ソレダカラ、ソレハ矢張リ國民全體ノ公益ノ見地カラソンナモノハヤラレテハ困ル、一定ノ期間ヲ置クベキモノダ、ソレニシタツテ三十日ハ長過ギル、イヤ「アメリカ」アタリデハモット長イ、イヤ「アメリカ」ノ事情ハナカノ「労働組合ナドハチヤント基礎ガアツテ、鬪争力モアルノダカラ、ソレハ事情ガ運

ハ少シ短クシテアルデヤナイカ、ト
云フヤウナ議論ガ重點デアリマシタ、
結局爭議體ヲ矢張リ制限スルト云フコ
トハ、或意味ニ於テ爭議權ヲ奪フニ等
シイモノデアルト云フコトノ主張デア
リマシタ、併シ之ニ對シテ、ソレハ、
勞働爭議ハ正當ナル爭議デナクチヤ
ル、公共ノ福祉ト云フモノハ、矢張リア
ラヌ、サウシア又憲法上ノ権利ト云フ
ノモ、是ハ公益ノ爲ニ、矢張リ公共ノ
福祉ノ爲ニ制限セラルベキモノデア
ル、勞働者ノ権利ノ主張ヨリモ先行スベキ
モノダト云フヤウナ議論デ立法サレテ
居ルノデアリマシテ、其ノサウ云フ面
ニ對スル政府ノ説明ト、之ニ對スル反
對ノ主張トガ重點デアリマス、ソレカ
ラ第三ノ點ハ、一番是方問題ニナシタ
ノデアリマスルガ、官公吏ニ對スル爭
議禁止ト云フ點デアリマス、官公吏ハ
爭議ヲ大體ヤラヌ、又ヤツテハナラヌ
ト云フコトニ對スル議論ハ、此ノ實質
ニ對スル議論ハ餘りナインオデアリマス
ルガ、惡を角モ一般國民ニ與ヘラレタ
爭議權デアルカラ、ソレヲ官公吏ダケ
除クノハイカンデヤナイカト云フコト
デ、官公吏ハ爭議ヲヤラナケレバナラヌト云
フ風ノ扱ヒラヤルハイカンデヤナイカ
マシタ、少ナイケレドモ、大體ハ矢張リ
ト云フ點ガ中心問題ノヤウデアリマシ
タ、之ニ關聯シマシテ、生産管理ノ問題
ナドモ矢張リ混ツテ議論ニ出マシテ、ソ
レニ付テハ相當強イ議論モアリマシタ、
生産管理ニ關シマシテ、政府ノ方針ナ
御承知ノ通り決ツテ居ル、其ノ線ハ一步
モ政府トシテ之ヲ動カス考デモナイン、

又此ノ問題、直接關係スル問題モ少
其ノ體ニ終ツタ譯デアリマス、ソレ
デセウーノ問題ハ、是ハ資本家側ニ
對スル擁護デアツテ、労働者ニ對スル
壓迫デアルト云フヤウナ抽象的ノ議論
ガナカヽ起キマシタ、併シ此ノ法律ハ
全ク公共ノ福祉ヲ目的トシテ居ル次第
デアリマシテ、別ニ資本家ガドウノ、労
働者ガドウノト云フ意味ノ對立的ノ意識
ヲ以テ立テラレテ居ルモノデハアリマセ
ヌカラ、是ハ單ナル誤解ト存ジテ居リ
マス、ソレカラ尙勞働法規ニ關シアシ
テハ、組合法ト勞働調整法トソレカラ
勞働基準法、結局勞働保護法ト申シマ
スカ、基準法ト申シマスカ、結局勞働條
件ノ内容ヲ決メタ法律……時間トカ、
休憩其ノ他就業條件ナド、賃銀ナド
モ之ヲ決シテ居リマスガ、此ノ法律ヲ
何故一緒ニ出サヌカ、調整法ヲ出ス以
上ハドウシテモソレに出スベキモノダ、
寧ロ勞働保護法ヲ先ニ出スベキ位ノモ
ノダ、ソレガ遅レテ居ルノハドウ云フ
譯ダト云フヤウナ色々議論モアリマシ
タ、是ハ御尤モナ所ト思ヒマス、組合
法ト三ツトモ一緒ニ出スノガ一等理想
のノ方法ダツタト思ヒマスルガ、御承
知ノヤウナ終戰後ノ事情デ、兎モ角モ
組合法ダト云フノデ、組合法ガ一番先
ニ出テ、サウシテ其ノ中ニ勞働關係調
整法ガ出來マシタ、サウシテ勞働基準
法ト云フノハ内容ガ非常ニ大キイノ
ト、矢張リ十分異論ヲ聽キ、實際ノ事
情ニ當テ嵌ルヤウニヤラケレバナリ
マセヌノデ、色々サウ云フ手數ガ掛リ
マスノデ、ドウシテモ此ノ議會ニ間ニ
合ヒマセヌ、此ノ次ノ秋ノ臨時議會ニ
ハ是非提案シタイ積リデ、今公聽會ヲ
開イテ居ルノデアリマス、事實上是ハ

一 誌ニ出スコトハ出來マセヌノデ、急
イデ出スト云フコトニ對スル考ヲ持ツ
テ居ルト云フ風ノコトデ大體御了承ヲ
得タリ思ヒマス、ソコデ衆議院トシテ
モ、矢張リ附帶條件トシマシテ、勞働
基準法ヲ速カニ制定セイ、ソレカラ官
公吏ニ「ストライキ」ヲヤラセズノダカ
ラ、待遇ノ改善ト云フコトヲ常ニ考ヘ
テ置カナケレバナラズ、結局「ストライ
キ」ハ何ノ爲ニヤルカト云ヒマスト、主
トシテ矢張リ勞働條件ノ關係デアリマ
スルカラ、勞働條件ガ困ツタ時ニ「ス
トライキ」ニ依ツテ勞働條件ニ對スル
反省ヲ促スト云フコトガ一番太イ線ニ
ナツテ居リマスカラ、官公吏ニ「スト
ライキ」ノ途ガナイナラバ、絶エズ勞
働條件、俸給其ノ他ノ點ニ付テ考慮シ
テ置カナケレバナラヌデヤナイカト云
フコトデ内閣ニ特別ノ委員會ヲ設ケ
テ、サウシテ民主的ノ方法デ官公吏ノ
給與ト云フモノヲ絶エズ考ヘテ行ケト
云フ附帶決議ガ附イテ居リマス、御尤
モナコトダント思ヒマス、ソレカラモウ
一ツハ本法ノ施行ハ何時カラヌルカ、
其ノ施行期日ニ關シテハ餘程政治的ニ
考慮セヨト云フ決議文ガ附イテ居リマ
ス、ト申シマスノハ、例ノ「ゼネスト」
ノヤウナ話モ色々アリマシテ、是ハ勞
働調整法ヲ初メ、非常ニヤカマシク言
クテ居リマシタガ、最近ハ御承知ノ通
リ鐵道其ノ他ノ職員問題ト云フモノガ、
人員整理ノ問題ガ段々中心ニ移行シ
テ居ルヤウデ、「ストライキ」ノ傾向ノ
一番先ハ食糧問題ヲ中心トシマシタ手
當、賃金増加ノ問題カラ、斯ウ云フチ
ヨツト政治的ナ色彩ヲ帶ビタ勞働調整法ノ
反對ト云フモノガ混ツテ來マシテ、サ
ウシテ最近ハ事業整理ト云フコトニ對
スル問題ガ中心ニ起キテ來タト云フヤ

ウナ形ニナツテ居リマス、サウ云フ政
治情勢ハ色々アリマスルカラ、其ノ政
日ヲ決メタラ宜カラウト云フ附帶決議
デアリマス、政府ニ於キマシテハ此ノ
三ツノ決議ノ趣旨ハ十分尊重スルト云
フ答辯ヲ致シテ居ル次第アリマス、
尙色々御尋ニ應ジマシテ細カイコトヲ
申上ゲマス

○種田虎雄君 チヨツト速記ヲ止メテ
戴キマス

○委員長(男爵渡邊修二君) 速記ヲ止メテ
ステ……

〔速記中止〕

○委員長(男爵渡邊修二君) 速記ヲ始
メテ……

○中山太一君 資料ニ付テ大臣ニ御願
ヒ致シタイノデアリマス、豫告期間ノ
問題、是ハ長イ短カイト云フコトガ衆
議院ヲ論議サレテ居ルノデスガ、是ハ
「アメリカ」、英國等ニ於テハ豫告期間
ト云フモノハ大體トウ云フ風ニナツテ
居リマスカ、ソレヲ知リタイト思ヒマ
ス、ソレカラ契約労働チアル場合ニ、
相互ニ豫告スル義務ガアルト思ヒマス、
是ハ使用者側ダケデナク、労働者側
モ、是ハ其ノ契約期間内ニ變更スル場
合ニハ豫告期間ガ附いて居リマス、斯
ウ云フモノハ慣例トシテトウ云フ風ニ
ナツテ居リマスカ、知リタイノデアリ
マス、又衆議院ヲ、否、衆議院ト云フ
ヨリモ此ノ頃ノ新聞デ公聽會ニ於テ問
題ニナツタノデアリマスガ、使用者側
モ労働者ノ豫告必要トスルト云フコ
ト方唱ヘラレテ居リマス、是ハ契約労
働チナインニ豫告が必要アルカナイ
カ、此ノ點モ「アメリカ」等ノ實際ノ例ヲ
一々聞キタイト思ヒマス、ソレカラ質
問チ支給制ガ甚ダ不合理ナ狀態ニ置カレ
タ

テ居ル、是モ「アメリカ」、英國等ノ貨銀支給制度ガドウ云フヤウナ狀態ニアリカ、大略デ宜シウゴザイマス、ソレカラ時間問題ニナリマスガ、時間ハ實働ノ時間デアルカ、大體トシテ八時間制ガヤカマシク唱ヘラレテ居リマス、其ノ八時間ト云フモノハ、實働ノ時間デアルカ、又形式的ノ時間デアルカ、是ハ審議ヲ進メル上ニ於テ有力ナ重要な資材ダト思ヒマスカラ、是モ一ツ、ソレカラ休日ノコトニ付キマシテ、諸外國ノ休日ハ主トシテ日曜ニ重キヲ置イテ居リマス、我が國デハ日曜モ休日ト見又國際日、色々ト今後變ルベキ管デアリマスケレドモ、旗日ガ澤山ニアリマス、是モ休日ト看做サレテ居ル場合ガアリマス、ソレカラ年末年始ノ休ミモアリ、又舊習慣ニ依ツテ其ノ地方地方ノオ祭リ、所謂祭日ニモ休ミガアル、勿論ソレカラ益トカノ他等モアリマスガ、此ノ我ガ國ノ休日トシテ見ラレルモノト比較シタモノヲ戴ケレバテ居ルモノト比較シタモノヲ戴ケレバ色々ノ質問ワシ御答辯戴ク上ニ於テ非常ニ便宜ナモノト思ヒマス

レテ、一部ノ不利ナモノガ強調サレテ
居ルト云フコトハ非常ナ不合理ナ點ガ
アリハセヌカト思ヒマス、是ダケレ資
料ヲ御差支ナヒ限り至急ニ戴キマスヤ
ウニ御願ヒシタイト思ヒマス、續イテ
今日ノヤウナ産業經濟界ガ重大難局ニ
直面シテ居ル時ハナインデアリマス、
従シテ勞資相互ニ道義的ナ而モ美シイ
感情ヲ以テ理解シ、所謂精神的ナ結合
ヲシテ行クト云フコトガ一番大切ダト
思フノデアリマス、サウシテ産業ノ再
建、復興ノ爲ニハ事業能率ノ昂揚ガ必
要デアル、之ヲ只今ノヤウナコトデア
リマスト、資本家ガ「サボタージニ」シ
テ居ルト言ハレルケレドモ、實際ハ眞
劍ニ復興ニ努メテ居リナガラ實績ガ上
ラナイ、又一方デハ勤勞者ガドウモ不
眞面デアル、又爭議ヲシテ居ルト云フ
コトモ冒ハレル、又之ニモ種々食糧事
情其ノ他事情ガアルコトデアリマセウ、
之ヲ一々話シテ居ジバ、水掛論ニナ
リマスガ、要ハ双方ガ自覺シテ、サウ
シテ協力シナイ限りハ、產業ノ再建、
復興ハ至難ダト思フノデアリマス、サ
ウシテ中小商業ノ振興モ、國民生活
ノ安定モ、又平和日本ノ立派ナ再建モ、
ソレニ依ラナケレバ出來ナイト思ヒ
マス、政府ハ此ノ勢資間ノ積極的ニ理
解ラスル、モウ少シ美シイ感情ヲ以テ
協力スル、對立デナシニ、進ンデ双方
御瓦ヒノ立場ニナシテ、眞實ヲ知り合
ツテ協力シテ行クト云フヤウナ御考
ヘ、又ソレニ對スル對策ヲ御持チデヘ
ナインデアリマセウカ、ソレヲ御聽キ
シタイト思ヒマス

ハ、政府モ毛頭異存ハアリマセヌ、又其ノ線ニ向ツテ進マナクチヤナラヌノデアリマス、唯モウ御承知ノ通リノ終戰後ノ變革デアリマシテ、ソレデ何ヨリモ大切ナコトハ、結局人間ノ個性ノ完成ト申シマスカ、個人ノ自覺ト申シマスカ、サウ云フコトガ御承知ノ通リノ民主々義ノ根本ニナツテ居ルモノデアリマスルカラ、從來矢張リ日本トシテ行ハレマシタ相當ノ封建的ノ思想ガ一面ニアツタガソレハマア出来ルダケ破ツテ、サウシテ勞働者ノ方面ニ付テモ自由ニシナクチヤナラヌト云フコトガ、御承知ノ聯合國ノ日本占領後ニ於ケル聯合國ノ思想デモアリ、又政府モソレニ從ツテヤツテ居ルト云フ問題ヲ第一ニ考ヘタ次第デアリマス、ソコデ經濟事情ハ今御話ノ通りニ、食糧問題ナリ、或ハ資材ノ不足ナリ、或ハ經營ノ困難ナリ、色々ナ問題ガ茲ニ起ツテ來タ眞中ニ、「デモクラシー」ノ進ム道ト云フモノハ、一番大キナ道トシテ大キナ眞中ヲ突キ抜ケテ行クモノデアル、其處ニドウモ思ハザル支障、思ハザル色々ナコトガ起ルコトハ甚ダ政府ノ遺憾トシテ居ル次第デアリマスガ、段々落著イテ參リマス、殊ニ食糧問題ノ家庭モ目先ガ見エテ參リマシタ、是ガ決まりマスレバ、「インフレ」面ニ付テモサウ心配ガナカラウト云フ大體ノ所見デゴザイマス、此ノ上少シ資材其ノ他ノ物資デモ入ツテ來マスレバ、事業モ起ツテ來ル、サウシマスレバ事業ト勢動トノ面ノ調整モ段々圓滑ニ行ク、又サウンシナクチヤナラヌ特ニ石炭問題ナリ、中小工業ノ問題ナリニ付テモ、ドウシテモサウ云フ課ニ沿ツテ行カナケレバナラヌト云フ考ヘデ居リマス〇中山太一君 只今ノヤウナ惡條件ノ

下ニ産業ヲ放任シテ置キマスト、益ニ
萎縮不振ニ陥リマスバカリデナク、或
ハ倒壊ノ不幸ヲ見ルモノモ少クナイト
失業者ガアル中ニ益ミ失業者ヲ繰出セ
シムルト云フヤウナコトニナルノデア
リマス、其ノ一方ニハ民生物資ノ生産
ナリ、見返リ物資ノ増産モ大ニイ爲サ
ネバナリマセヌガ、是モ疎期ニ反スル
結果ヲ生ジマシテ、政府ノ企圖サル、
經濟再興モ又ハ机上ノ計算ノミニ終ル
廣ガアルト思フノデアリマス、此ノ點
ニ付テモ一段ト御考慮願ハネバナラズ
ガ、先づ第一ニ日本ノ質銀制度、此ノ
不合理ナ質銀制度ガ今尙放任サレテ居
ルト云フコトハ、政府ニ於テ相當責任
ガアリハシナイカト思フノデアリマ
ス、是ハ勵ク技能ガアル、又眞面目ナ
勵キラシタカラト云フノデ收入ガ確
エルノデハナイ、ソレデ日本ノ質銀制
度ナリ手當制度ト云フモノハ、殆ド
出鱈目ナコトデアル、從ツテ其ノ生産
費ノ上ニ於テモ、原價計算ノ取レナイ
全ク出鱈目ナ商品價格ガ出來テ來ル、
是デハ高物價ヲ益々招來シ、ソレカラ
輸出物資モ遂ニハ海外ノ市場カラ締出
シヲ喰フヤウナコトガ出テ居リマシタガ、ソ
レヲ見テモ今尙其ノ誤リヲズット續ケ
テ行カレテ、所謂剝那主義ト云ヒマス
カ、姑息的デアル、コンナコトデ眞ノ
薬業ノ改善ハ出來ヌ筈デアリマスガ、
之ニ付テ厚生大臣ノ御考ヲ伺ヒタイト
思ヒマス

國家ガ之ヲ指導シテ行クト云ヒマスルアリマス、ソレデ矢張リ最低質銀ト云フヤウナ問題ガ、何時モ斯ニ云フ質銀ト云フコトハナカニムヅカシイ問題ヂヤナイカト思ツテ居ルノアリマス、ソレデヤウナ通貨ニモ物價ニモ安定性ノアリマセ又時ニハ、最低質銀ト云フコトハナカニムヅカシイノデアリマス、一面又ソレト反對ニモノハ、今日ノヤウナ思想モ、制限ナシニモコトモ出テ参リマスガ、假ニ只今其ノ最低質銀ノ指定ナド致シマシテモ、皆質銀ハ最高迄行ツテシマフ、云フコトモ出テ参リマスガ、是ハ「イギリス」アタリト較ベマシタラ、特別ナリマス、ソレデ家族手當ト云フヤウナ問題、是ハ特ニ日本ニ於テ獨得ニ斯ケル云フコトヲヤツテ居リマスガ、是ハ「イギリス」アタリト較ベマシタラ、特別ナリマス、ソレデ家族手當ノ少イ者ヲ发展ダト思ヒマスルガ、此ノ問題ニ付キマシテモ色々々問題ヲ起シテ居リマシテ、例へバ家族ガ多イト使用スル方デナ困ルカラ、威ルベク家族ノ少イ者ヲ能フト云フコトニナル、サウスレバ家庭ノ多イ者ハ既々困ツテ來ルト云フヤウナ状況デ、家族手當ニ付テ一ツノブーカル制度ヲ設ケテ、何カ保険ノ對象ヲ設ケル必要ガアルト考ヘテ居リマスガ、是モナカニ「困難ダト思ヒマス」ト云モノハ皆テンデニ家族手當ノ決メ方ガ

達シテ居ルノデスカラニ、斯ヰ云フナ
ウナ意味ニ於テ、賃銀制度ト云フモ、
モ、問題ハ寧ロ此ノ労働者ノ最低生活
保障ト云フコトノ面ニ於テ、色々賃銀
制度ニ對スル一ツノ特ト云フモノハ、
最低生活ヲ保障シナクチヤオラヌト
フ上ニ於テ賃銀ヲ決メナケレバナラズ、
賃銀制度ノ問題ハ、各國トモ起キキ
居ルノデアリマスガ、今ノ御話ノ旨
價計算トノ關係ニ於キマスル問題ハ、
ナカノ是ハムツカシイ問題デ、今政
府トシテ原價ヲ探レルヤウニ賃銀ヲナ
リマスレバ、今日ノ情勢デハ勞働者
食ツテ行ケヌコトハ當然ニナツテ來リ
ト云フノデ、其ノ間ノ問題ニハナカノ
積懲的ニ政府ガ觸レテモ面倒ナ問題デ
デヤナナイカ、實際上出來ヌ問題デ
ナカラウカ、殊ニ經濟ノ變轉ノ時代
於キマシテ、國民生活ハ事實上ノ問題
カラ申シマスレバ、相當ノ間ヲヤツシ
今日迄參ツテ居リマス、闇ノコトヲ
闇ニ入レマスルト、矢張リ今日相當ニ
上ツタ賃銀デモ、是デヤツテ行ケテナ
分ダト云フ譯ニハマダ近モイカヌ、如
論一方ニ於テハ、事業家ハ此ノ點ニ
難ヲシテ居ルト云フコトハ、是ハ言
迄モナナイ事實ナノザアリマス、ソコ
「ユズト」トソレカラ物價ト「バラシス」
スカツリ取レテ居リマセヌ、政府ニ於キ
マシテモ、其ノ「バラシス」ラシツカリ而
ルコトニ努力シテ居リマスガ、其ノソ
體ノ「バラシス」ガ取レマセヌト、貨銀
安定ト云フコトガ困難デアリマス、如
銀ヲ政府トシテ積極的ニドウヤツテ行
クト云フダケノ確信フ持タナイト云
コトヲ御了承願ヒタイト思ヒマス

○中山太一君 只今ノ貨銀ノ問題ハ非常ニ產業再建上重大ナ問題デアリ、又國民ノ生活安定ノ上ニモ極メテ關係ガアルノデアリマシテ、物價ヲ適正物價ニシヨウト苦心サレテモ、一方ニ不合理ナ貨銀ガ是正サレナイ限りハ之ガ達成ハ不可能デアリマス、ソレカラ物價ヲ公正ニシヨウトシテ(ナリ)其ノ他ノ方法デ政府ガ行ハレテ居ルノアリマスガ、一方ニ闇ニ等シイヤウナ目的ナ貨銀制度ヲ其ノ繼放任サレテ居シタラバ、是ハ產業ノ復興ヲ無視スルコトニナルノデスガ、政府ハ茲ニ矢張り苦心ヲ拂ハレテ、適正ナ勞働者ノ生活ガ安定スルヤウニ、產業ノ成立ヤウナル方法ヲ講ゼラレルコトガ必製テハナカト考ヘテ居リマス、家族手當ノ問題ガアリマシタガ、此ノ家族手當ガ、是ハ日本ノ家族制度、温情主義、主従關係等ノ濃厚デアツタ所謂或一面ニ於度ノ封建的ナ遺物ダト言ハレル其ノ制度ノ時ニハ、私ハ當然一家族何人居ツテモ豪ハナケレバナラヌト云フコトガ必要ダト思フ、今日ハ労働權ガハツキリ認メラレ、團體權モ爭議權、所謂罷業權迄認メラレルコトニナツタ、資本家トハ五分々々デアル、對立ノ立場ニアル、ソニミ恩惠的ノ意味ハ存在しないケレドモ、一方ニノミ恩惠的負擔ガアル筈ハナイ、生産ニ關係ガナインニフ、コンナ不合理ナ貨銀ノ制度ガアリテニ當ラナケレバナラヌコトデハナイモ、家族ガ多ケレバ一人ガ勤務シテモ、ソレヲ負擔シナケレバナラヌト云フ、コンナ不合理ナ貨銀ノ制度ガアルノ事はハ厚生大臣ガ大イニ抱負經綸ヲ以テニ當ラナケレバナラヌコトデハナイ

カト忠ビマス、櫻家ガ今ノ都市ニ於ケル勤勞者ノ如ク、一人ガ勤イテ居ツテ家族ヲ皆養フト云フ觀念デアツタナラバ、一町歩モ決シテ耕作スルコトハ出来ナイ、所謂協同主義、皆共稼ギデヤツテ居ツテサウシテ能ク其ノ任務ヲ果ス、此ノ高物價時代ニ一人ガ何處カノ事業、關係シテ居ルカラト云フノデ、ソレノミガ負擔ベルト云フコトデハイケナイノデハナイカ、モウ少シ勤勞ノ體利ガアルト同時ニ義務ガアル、此ノ際ニハ皆ガ働イテ、サウシテ一家ノ生活ヲ安定セシムルト云フコトモ必至デハナイカ、生産ノ革命ト同時ニ生活ノ革命化ガ行ハレナインリハ、此ノ體適當ニ之ヲ打開シテ行クヨトハ出來ナインデハナイカ、サウシテ一家ノ負擔ガ三人ナリ五人ニ依ツテ收入ガ得ラレルノデ樂ニ負擔ニ堪ヘテ行クト云フコトニナレバ、茲ニ勤勞者ノ生活ニ餘程エトリガ出來ルノデヤナイカ、今ノ健テアツタナラバ……ソレデ家族手當ト云フ意味デ政府デサウ云ノ制度ヲヤツテ居ル、私ハ此ノ制度ガ一番間違ツテ居ルト思フノデアリマス、生活保護法ニ反對シテ居ラレル某婦人代議士ノ如キ、家族制度ハ封建時代ノ遺物ダト攻撃シテ其ノ内密ニ對シテ意見ヲ加ヘテ居リマス、ソレニモ拘ラズ五人、十人居ツテ家族手當ヲ最モ高額ニ要求セラレルト云ノコトニナルト、是ハ全然生産計畫ヲ立タナイモノデアル、生産計畫ガ立タナイサウ云フモノヲ作ツテ、良衣物ヲ安ク市場ニ出サウト云フコトハ出来ナイ、ソレガ所謂生産者ノ、資本家ノ「サボタージュ」ト云フコトニナル

ノザ、茲ニ無理ガアル、ソレカラ輸出シテモ、サウ云フモノガ見返リ物資トシテ海外ノ市場ニ歡迎サレル氣運ヒガナイ、必ズ閉出シヲ喰フ、此處デモ産業ガ行詰ル上ニ、後日交易ガ許サレルヤウニナツテ輸入品ガアル時ニナルト、日本ノ今ニヤウナ出盤目ナ貿銀ナリ手當法ノ儘アリマシタナラバ、私ハ其ノ時ニ全部ガ崩潰シテシマス、日本ノ産業ハ滅没スルト云フ恨レガアリマス、此ノ大切ナ問題ヲ考慮サレズシリ剝那ノ問題ノミニ沒頭サレテ居ツタナラバ、日本ノ再建ハ思ヒモ寄ラヌコトダト、本員ハ深憂スル次第アリマス、厚生大臣ハ必ズニ對シテ相當ナ御抱負ガアル管アリマスガ、ソレニ付テノ御意見ヲ聽カシテ戴キタイト思ヒマス、又勤労者ノ不幸デアルノハ、先程御話ガアリマシタヤウニ、斯ワ云フ不合理ナコトデハ産業家ガ堪ヘラレナイカラ、家族ノ多イ人ハ雇ハナイヤウニスルト云フコトアリマス、社會問題トシテ以テノ外デス、ケレドモ已ムヲ得ナイコトデアル、斯シ云フ矛盾ヲ直スコトガ厚生大臣ノ急イ政治的ノ使命ノヤウニ思ヒマス、家族ノ多イ者ハ一層優先のニ職ヲ得サセナケレバナラニ、ソレガ家族ノ多イ者ガ一番除ケ者ニナル、斯ワ云フ社會の矛盾ヲ放任シテ置カレテ宜イモノデアルカ、是ハ矢張リ家族手當等ノ缺點アリマス、ソレヨリモ勤労者ノ技能ヲ一層優レサセテ、優秀ナル技能ヲ以テスレバ、今ヨリモ遙カニ收入ガ殖エテ宜イ、多額ノ收入ニナツテモ宜イガ、決シテ高賃銀デハナツ、生產ノ上ニハ非常ニ安い負擔ニナル、産業家モ職業ニナラズ、ソレデ勤労者ハ益セラレル、サウシテ一般消費者モ良イ物ヲ安ク買

フコトガ出来ルカト、是ハ三者共益レル實質ガアルト思ヒマス、ソレカト收入ノ少イ人ハ技能ヲ益々磨イテサシテ自分ノ腕ニ依クテ收入ヲ増ヘ、勉強ノ人ハ一層特別ニ勤勞ヲ進メテサウシテ收入ガ殖エルヤウニスルヨ業ニ貢獻シツ、自分ノ力ヲ發揮シテ收入ニナルト云フコトニ仕向ケラレ、制度デナイ限リハ、私ハ產業ノ健全を發展モ、ソレカラ物價ノ適正ナ價格ノ維持モ、ソレカラ労働者ノ生活ノ地位ノ安定モ不可能デハナイカト考ヘルノアリマス、大臣ノ一ツ率直ナ御意旨ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス。

云フト、所謂經濟的ナ意味ニ於ケルト
産デナイモノニ已ムヲ得ズ使ツタ、競
争ニ於テ是ダケノ穴方明イタ、損害
受ケタ、色々ナコトガアリマシテ、其
ウ云フコトニズット金ガ要ツタ、民生
安定ノ費用モサウデス、公共事業モサ
ウデス、サウ云フコトハ御承知ノ通
ニ戰争ノ反動トシテ色々ナモノガア
ル、其ノ瞬間ヲ摑ヘマシテ、チヤント
「ユスト」ガ合ツテ、労働者ガヤレル電
銀、是ハ到底出來ナイ、ドウモ出來ヌ
ノテ、何トカシタイト努力ハ、政府モシ
テ居ルケレドモ、是ハ時ヲ待ツヨリシ
ヨウガナニ、其ノ時ハ現ニ進ミテ、ア
リマス、來年度ノ豫算ニナリマスト、鉛
程性質ガ變ツテ來マセウ、ソレカラ米
ノ問題モ、食糧問題モ斯ウ云フ風ニ
シテ、且返り品ノ關係モ既々良クナツ
テ來タト云フコトニナツテ居リマスカ
ラ、段々「ギャップ」ガ埋マルニ從ヒ
シテ平常ニ歸ツテ來マス、サウシテ生
産者ノ方ト労働者ノ方トソニ「バラ
ンス」ガ段々取レテ來ル、ソレ迄ハ生
産者ノ方ハ場合ニ依ツテ積立金ヲ出し
テ貰フ、労働者ノ方ハ賄金ヲ下ス、色々
ナコトデヤツテ行ク、ソレデ其ノ聚
ギヲヤツテ、其ノ間ニドツチガ重イ、
ドツチガ輕カツタ、サウ云フ懸念ハ
ゴザイマスガ、大體ニ於テ時ノ進ムニ
從ツテ、其ノ「ギャップ」ハ埋ツテ行ク
ト云フヤウナ情勢トナツテ参リマス、
唯遺憾ナコトニハ軍需補償ノ打切りノ
問題ガ起キマシテ、是ガ農業界ニ「シ
ヨック」ヲ與ヘ、金融界ニ「ショック」
ヲ與ヘテ、又労働者ノ方面ニハ人員整
理ト云フ問題ガ起キテ來テ、段々正當
ニ來テ居ルモノガ、擬制資本ノ除去ト
云フコトヲ中心ニ致シマシテ、茲ニ又

ハ遺憾ナコトデアリマス、大陸時ヲリテ
テ其ノ「ギャップ」ヲ埋メテ行クト云コトニ進ンデ居リマス、其ノ面デ一
コトニ進ンデ居リマス、其ノ面デ一
重要ナ問題ヘ食糧ト云フコトデアリマ
ス、政府モ今御趙旨ノ所ニハ勿論方
ヲ向ケテ居リマスガ、矢張リ是ハ斯ウ
云フ大事件デアル、斯ウ云フ國ヲ舉ゲ
テノ日本ノ受ケダ困難デアリマスカ
ラ、其ノ點モ御了解ヲ願ヒマス、併シ
今御話ノヤウナ線ニ向シテ進ミツ、ア
ルゴトハ疑ナコトダト云フ風ニ考ヘ
テ居リマス、ソレカラ家族手當其ノ
ノ點ニ村チノ御賄アリマシ
テ、此ノ點モ何トカアダマストラシ
家庭手當ノ非常ニ膨脹ト云フコトハ
是バ矢張リ終戦後ノ重大ナニヤ
中ニモ相當アリマシタ體アリマシ
テ、此ノ點モ何トカアダマストラシ
テ行クベキモノノダト考ヘテ居リマス、
併シ一面ニ於テ兎モ角モ食ツテ行カヌ
クチヤ仕様ガナイト云フ點ガ現實ノ事
實ナモノデスカラ、此ノ制度ヲ動カス
コトニ依ツテ一部ノ方面ニ生活方ノ相當
ニ苦ジクナルト云フ事態ヲ起スヤウナ
方法ハ、是モ今急ニ孰ルト云フコトハ
ナカノ、困難デアラウト思ヒマス、併
シ一面ニ於テ生活保護ノ面ニ於テ相當
ニヤツテ行カクチヤナラヌ、齋法ニ依
ル社會保障ニ對スル國家ノ責任ト云フ
點ヲ餘程強調シテ行カナケレバナリマ
セヌカラ、サウ云フ面デ色々救濟出來
ル面モアリマセウシ、ト言ツテ「イギリ
ス」ノヤツタヤウナ風ニ、家族制度ナ
ドニ對スル非常ナ國庫ノ負擔ト云フヤ
ナコトニナツテモ是モ亦「インフレ」
ヲ起ス原因ニナリマスノデ、非常ニ困
難ナ問題デアリマスルケレドモ、矢張
リ是モ今申シタ全體ノ國家ノ波ガ收マ

シ、又政府モ其ノ画ニ向ツテ努力ヲ思リマサ
テ行カナケレバオラヌト思ツテ居リマサ
ス、ソレデ先程申シマシタ「ブーム」ノ
問題ズガ、家族手當トシテ一人二十
圓ヤツテ居ルモノモアリ、三十圓ヤツ
テ居ルモリモアリ、色々ニナツテ居リマ
スノ、空體デ「ブーム」ニシテ補填ニ
ルト云フヤウナコトニハ是ハチヨヅト
因難性ガアリマス、例ヘバ二十圓ナラ
バ二十圓ト云フヤウニ決シマベバ
「ブーム」ハ直ニ出来ル、出来ルガ、
是ハモウ工業ノ種類ニ依サマシテ、鐵
工業其ノ他ゾ重工業、鐵維工業ニナレ
バ尙又運ツテ來マス、鐵維工業ノ如キ
ハ手當金ヲヤツテ居ルノハ少イト思
マス、ト云フヤウニ、業態ニ依ツテ道
フト思ヒマスケドモ、「ブーム」ニシ
テ補填スルニシテモドウ云フ方面デヤ
ルカ、或一定ノ限度ダケデ二十圓ナラ
バ二十圓ト云フ限度デヤルカ、或ハ業
態ニ依ツテ分ケルカ、何處迄可能カト
云フコトハ、今色々調査シ、社會保險
制度調査會ニ於テモ調査シテ居ルヤウ
ナ次第アリマス、實行可能ト思ヘ
レル點ガアリマシタラ、其ノ點カラ實
行ヲヤリタイト云フ風ニ考ヘテ居リマ
ス。

コトハ出来ナシ、渠ハ事業、生産ハカ
リデナク、今問題ニナツテ居ル鐵道デ
モ私ハサウダト思ヒマス、鐵道ノ資銀
ヲ上ゲテモ料金ハ上ゲナクシテ済ム、
運賃ヲ上ゲナクシテ済ムト云フ方法ガ
アルト思ヒマス、ソレガ合理的な資銀
ノ支給方法デアルナラバ出来ル、現ニ
「アメリカ」ノ科學的經營法ノ實施セラ
レタ例ノ或鐵道會社ノ資銀償上問題ノ
時、同時ニ運賃ヲ上ゲナケレバナラズ
ト大問題ニナツタ時ニ、運賃ヲ上ゲズ
資銀ヲ上ゲテ、從業員ノ報酬ハ相當文
拂ツテ立派ニ内部的ノ改善ヲヤリ、設
備キ完成シテ成功ヲシテ居ルコトハ御
承知ノ通リデアリマス、是ハ今ソ不合
理ナ資銀デナシニ、矢張リ科學的ナ
基礎ヲ持ツタ資銀ノ支給法ニナツテ居
ルカラソレガ出來タノアリマスカ
ラ、此ノ點ヲ本貞ハ申上ゲテ居ルノ
デ、今日ノ生活ヲ不安ナラシム意味
デナク、寧ロ餘裕ノアルヤウニシテ行
ク、ソレカラ同時ニ樹キ得ル人ハ自ラ
生活ヲ改善ヲシテ行ク、是モ私ハ厚生
大臣トシテ、特ニ御留意候ヒ、仕事ヲ
ナツテ戴ケバ一般國民大衆ガ幸福ニナ
リハシナイカ、此ヲ離局ヲ打開スルニ
ハ產業ノ健全ナル改善、或意味ニ於テ
革命ガ必要アル、生活モ革命ガ必要
ダ、政治モモウ少シ國民ノ生活ナリ產
業ニ對シテ其ノ實績ガ上ルヤウニ善政
は省キマス、次ノコトヲ御尋ネ致シ
タイト思ヒマス、只今御尋ネシマシタ合
理の資銀制度ヲ將來御検討ヲ願ヒ、
一家指揮主義ニ依ツテ生活ノ革新ヲ断
行シテ莫ハナケレバナラスト云フ本貞
ノ尋ねタ主張ハ御了承戴イタモノト想

リ定メラレテ居ルニモ拘ラズ、今失業
者ガ殖エテ居ル、是ガ職ヲ得ヨウトシ
テモ労動ノ權利ガアリナガラ其ノ權利
ハ一ツモ行使スルヨリ取出来ナシ、政
府ハ勤勞ヲ希望スル者ニハ直チニ其ノ
仕事ヲ與ヘルト云フ連絡ガナケレバナ
ラヌ咎ダト思ヒマス、失業者ガ自分デ
勤勞シタクト云フミシナイト云ク若
ハ已ムラ得ナイケレドモ、ショウト云
フ者ニ對シテハ、各種ノ事業ヲ既ニ行
ハレテ、其ノ希望ヲ滿タスヤラナ手配
ガ出来テ居ラナケレバナラズ、ソレガ
尙運レテ居ルヤウデアリマス、薄生大
臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘカ、一面又
今ノ家庭經濟ノ上ニ困難ヲシテ居
方、是ニ勤勞ノ義務ヲ自覺シテ大イニ
共同職線ニ立ツト云フコトモ必要ア
リタイ

○國務大臣(河合良成君) 勤勞ノ機會
ヲ與ベルト云コトニ對キマシテ、只
今デハ御承知ノ通リ、三各府縣ニ于キマ
スル勤勞署中心ニ色々御事話シ方居ル
次第アリマスガ、是ハドウシテモ矢
張リ漸算的措置ヲ俟チマセマ十分ナ
スル結果ハ出でマセス、ソレデ此ノ内閣
ハケリマセマ、ソレカラ都市ノ勞働者
ガソコヘ移動シテ行クコトモ考ヘナク
リ、シマダテ、サウシテシラ戰災地
ノ復興トカ、或ベ綠地ノ整備トカ、開
拓トカ、或ハ道路ノ修繕、其ノ他「ス
ターフ」、クラシック、モダニズム等
ニ、機動的ニ集メテ行キマスル機動的
公共事業ト云フヤウナキノラ考ヘテ居
リマス、ソレカラ輔導所、授産場ヲ強
化ニシ、共同作業所ト云フヤウナモノ
デ色々共同作業ヲヤラセル、或ハ進シ
テハ工業「アパート」ノヤウナ、中小工
業ヲアパートノヤウナ式ニヤラセル
ト云フヤウナ計畫ヲ具體的ニヤツテ居
リ、著々進シテ居リマスルガ、發算方
取レマセヌトサウ云フコトモ出來ナイ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
中デアリマス、之ノ承認ヲ得マジタ上
デ直ニニ各方面ニ著手ショウト云フコ
トデ、只今其ノ準備ヲ致シテ居リマ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
一家指揮主義ニ依ツテ生活ノ革新ヲ断
行シテ莫ハナケレバナラスト云フ本貞
ノ尋ねタ主張ハ御了承戴イタモノト想

ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ

ノ内容ニ村キマシテ只今此處デ申上ゲ

ヒマシテ、是ハ對局兒コトニ對シマ
スハ勤勞ノ權利、勤勞之義務ガハシキ
リ定メラレテ居ルニモ拘ラズ、今失業
者ガ殖エテ居ル、是ガ職ヲ得ヨウトシ
テモ労動ノ權利ガアリナガラ其ノ權利
ハ一ツモ行使スルヨリ取出来ナシ、政
府ハ勤勞ヲ希望スル者ニハ直チニ其ノ
仕事ヲ與ヘルト云フ連絡ガナケレバナ
ラヌ咎ダト思ヒマス、失業者ガ自分デ
勤勞シタクト云フミシナイト云ク若
ハ已ムラ得ナイケレドモ、ショウト云
フ者ニ對シテハ、各種ノ事業ヲ既ニ行
ハレテ、其ノ希望ヲ滿タスヤラナ手配
ガ出来テ居ラナケレバナラズ、ソレガ
尙運レテ居ルヤウデアリマス、薄生大
臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘカ、一面又
今ノ家庭經濟ノ上ニ困難ヲシテ居
方、是ニ勤勞ノ義務ヲ自覺シテ大イニ
共同職線ニ立ツト云フコトモ必要ア
リタイ

○國務大臣(河合良成君) 勤勞ノ機會
ヲ與ベルト云コトニ對キマシテ、只
今デハ御承知ノ通リ、三各府縣ニ于キマ
スル勤勞署中心ニ色々御事話シ方居ル
次第アリマスガ、是ハドウシテモ矢
張リ漸算的措置ヲ俟チマセマ十分ナ
スル結果ハ出でマセス、ソレデ此ノ内閣
ハケリマセマ、ソレカラ都市ノ勞働者
ガソコヘ移動シテ行クコトモ考ヘナク
リ、シマダテ、サウシテシラ戰災地
ノ復興トカ、或ベ綠地ノ整備トカ、開
拓トカ、或ハ道路ノ修繕、其ノ他「ス
ターフ」、クラシック、モダニズム等
ニ、機動的ニ集メテ行キマスル機動的
公共事業ト云フヤウナキノラ考ヘテ居
リマス、ソレカラ輔導所、授産場ヲ強
化ニシ、共同作業所ト云フヤウナモノ
デ色々共同作業ヲヤラセル、或ハ進シ
テハ工業「アパート」ノヤウナ、中小工
業ヲアパートノヤウナ式ニヤラセル
ト云フヤウナ計畫ヲ具體的ニヤツテ居
リ、著々進シテ居リマスルガ、發算方
取レマセヌトサウ云フコトモ出來ナイ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
中デアリマス、之ノ承認ヲ得マジタ上
デ直ニニ各方面ニ著手ショウト云フコ
トデ、只今其ノ準備ヲ致シテ居リマ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
一家指揮主義ニ依ツテ生活ノ革新ヲ断
行シテ莫ハナケレバナラスト云フ本貞
ノ尋ねタ主張ハ御了承戴イタモノト想

ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
ノ内容ニ村キマシテ只今此處デ申上ゲ
ヒマシテ、是ハ對局兒コトニ對シマ
スハ勤勞ノ權利、勤勞之義務ガハシキ
リ定メラレテ居ルニモ拘ラズ、今失業
者ガ殖エテ居ル、是ガ職ヲ得ヨウトシ
テモ労動ノ權利ガアリナガラ其ノ權利
ハ一ツモ行使スルヨリ取出来ナシ、政
府ハ勤勞ヲ希望スル者ニハ直チニ其ノ
仕事ヲ與ヘルト云フ連絡ガナケレバナ
ラヌ咎ダト思ヒマス、失業者ガ自分デ
勤勞シタクト云フミシナイト云ク若
ハ已ムラ得ナイケレドモ、ショウト云
フ者ニ對シテハ、各種ノ事業ヲ既ニ行
ハレテ、其ノ希望ヲ滿タスヤラナ手配
ガ出来テ居ラナケレバナラズ、ソレガ
尙運レテ居ルヤウデアリマス、薄生大
臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘカ、一面又
今ノ家庭經濟ノ上ニ困難ヲシテ居
方、是ニ勤勞ノ義務ヲ自覺シテ大イニ
共同職線ニ立ツト云フコトモ必要ア
リタイ

○國務大臣(河合良成君) 勤勞ノ機會
ヲ與ベルト云コトニ對キマシテ、只
今デハ御承知ノ通リ、三各府縣ニ于キマ
スル勤勞署中心ニ色々御事話シ方居ル
次第アリマスガ、是ハドウシテモ矢
張リ漸算的措置ヲ俟チマセマ十分ナ
スル結果ハ出でマセス、ソレデ此ノ内閣
ハケリマセマ、ソレカラ都市ノ勞働者
ガソコヘ移動シテ行クコトモ考ヘナク
リ、シマダテ、サウシテシラ戰災地
ノ復興トカ、或ベ綠地ノ整備トカ、開
拓トカ、或ハ道路ノ修繕、其ノ他「ス
ターフ」、クラシック、モダニズム等
ニ、機動的ニ集メテ行キマスル機動的
公共事業ト云フヤウナキノラ考ヘテ居
リマス、ソレカラ輔導所、授産場ヲ強
化ニシ、共同作業所ト云フヤウナモノ
デ色々共同作業ヲヤラセル、或ハ進シ
テハ工業「アパート」ノヤウナ、中小工
業ヲアパートノヤウナ式ニヤラセル
ト云フヤウナ計畫ヲ具體的ニヤツテ居
リ、著々進シテ居リマスルガ、發算方
取レマセヌトサウ云フコトモ出來ナイ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
中デアリマス、之ノ承認ヲ得マジタ上
デ直ニニ各方面ニ著手ショウト云フコ
トデ、只今其ノ準備ヲ致シテ居リマ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
一家指揮主義ニ依ツテ生活ノ革新ヲ断
行シテ莫ハナケレバナラスト云フ本貞
ノ尋ねタ主張ハ御了承戴イタモノト想

ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
ノ内容ニ村キマシテ只今此處デ申上ゲ
ヒマシテ、是ハ對局兒コトニ對シマ
スハ勤勞ノ權利、勤勞之義務ガハシキ
リ定メラレテ居ルニモ拘ラズ、今失業
者ガ殖エテ居ル、是ガ職ヲ得ヨウトシ
テモ労動ノ權利ガアリナガラ其ノ權利
ハ一ツモ行使スルヨリ取出来ナシ、政
府ハ勤勞ヲ希望スル者ニハ直チニ其ノ
仕事ヲ與ヘルト云フ連絡ガナケレバナ
ラヌ咎ダト思ヒマス、失業者ガ自分デ
勤勞シタクト云フミシナイト云ク若
ハ已ムラ得ナイケレドモ、ショウト云
フ者ニ對シテハ、各種ノ事業ヲ既ニ行
ハレテ、其ノ希望ヲ滿タスヤラナ手配
ガ出来テ居ラナケレバナラズ、ソレガ
尙運レテ居ルヤウデアリマス、薄生大
臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘカ、一面又
今ノ家庭經濟ノ上ニ困難ヲシテ居
方、是ニ勤勞ノ義務ヲ自覺シテ大イニ
共同職線ニ立ツト云フコトモ必要ア
リタイ

○國務大臣(河合良成君) 勤勞ノ機會
ヲ與ベルト云コトニ對キマシテ、只
今デハ御承知ノ通リ、三各府縣ニ于キマ
スル勤勞署中心ニ色々御事話シ方居ル
次第アリマスガ、是ハドウシテモ矢
張リ漸算的措置ヲ俟チマセマ十分ナ
スル結果ハ出でマセス、ソレデ此ノ内閣
ハケリマセマ、ソレカラ都市ノ勞働者
ガソコヘ移動シテ行クコトモ考ヘナク
リ、シマダテ、サウシテシラ戰災地
ノ復興トカ、或ベ綠地ノ整備トカ、開
拓トカ、或ハ道路ノ修繕、其ノ他「ス
ターフ」、クラシック、モダニズム等
ニ、機動的ニ集メテ行キマスル機動的
公共事業ト云フヤウナキノラ考ヘテ居
リマス、ソレカラ輔導所、授産場ヲ強
化ニシ、共同作業所ト云フヤウナモノ
デ色々共同作業ヲヤラセル、或ハ進シ
テハ工業「アパート」ノヤウナ、中小工
業ヲアパートノヤウナ式ニヤラセル
ト云フヤウナ計畫ヲ具體的ニヤツテ居
リ、著々進シテ居リマスルガ、發算方
取レマセヌトサウ云フコトモ出來ナイ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
中デアリマス、之ノ承認ヲ得マジタ上
デ直ニニ各方面ニ著手ショウト云フコ
トデ、只今其ノ準備ヲ致シテ居リマ
ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
一家指揮主義ニ依ツテ生活ノ革新ヲ断
行シテ莫ハナケレバナラスト云フ本貞
ノ尋ねタ主張ハ御了承戴イタモノト想

ス、サウ云フ風ニ御承知願ヒマス、ソレカラ
ノ内容ニ村キマシテ只今此處デ申上ゲ
ヒマシテ、是ハ對局兒コトニ對シマ
スハ勤勞ノ權利、勤勞之義務ガハシキ
リ定メラレテ居ルニモ拘ラズ、今失業
者ガ殖エテ居ル、是ガ職ヲ得ヨウトシ
テモ労動ノ權利ガアリナガラ其ノ權利
ハ一ツモ行使スルヨリ取出来ナシ、政
府ハ勤勞ヲ希望スル者ニハ直チニ其ノ
仕事ヲ與ヘルト云フ連絡ガナケレバナ
ラヌ咎ダト思ヒマス、失業者ガ自分デ
勤勞シタクト云フミシナイト云ク若
ハ已ムラ得ナイケレドモ、ショウト云
フ者ニ對シテハ、各種ノ事業ヲ既ニ行
ハレテ、其ノ希望ヲ滿タスヤラナ手配
ガ出来テ居ラナケレバナラズ、ソレガ
尙運レテ居ルヤウデアリマス、薄生大
臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘカ、一面又
今ノ家庭經濟ノ上ニ困難ヲシテ居
方、是ニ勤勞ノ義務ヲ自覺シテ大イニ
共同職線ニ立ツト云フコトモ必要ア
リタイ

○中山太一君 色々失業難策ニ付シ御
定本部ニ於テ決メキスルヨキデ、ソレ
ニ定本部ニ於テ大豐見當付ケシ
ニ、主ニソレハ歸聖トカ、ソシカラ補
助金ヲ上ゲナクシテ済ム

○中山太一君 色々失業難策ニ付シ御
定本部ニ於テ大豐見當付ケシ
ニ、主ニソレハ歸聖トカ、ソシカラ補
助金ヲ上ゲナクシテ済ム

サレテ居ル、英國デハ豫測サレタ罷業ハ運法アルト迄晉ハレテ居リマスガ、日本デハ是ガ多イヤウデアリマスガ、政府ハ斯ウ云フノニ對シテハドウ御考ヘアリマスカ、團體體トシテノ權利ノミナラズ、濫用ニ陷ルヤウナコトデナク、モウ少シ節制ガアリ義務モ迦奉スルト云フヤウナコトニ付テ相當規定スル必要ガアルト思ヒマスガ、今回御提案アリマシタノニハ、ソレガ考慮サレテ居ルト存ジマスケレドモ、政府ノ御考ヲ此ノ點ニ付テ承リタイト思ヒマズ

○國務大臣(河合良成君) 先程ノ私ノ失業對策ノ問題ニ付テ、チヨツト今御質問モアリマシタノデ、モウ一言附加ヘテ置キマスガ、今申シマシタノハ、主トシテ公共事業ノコトヲ申シタノデアリマスガ、其ノ外、聯合軍ノ爲ニ家屋ヲ建テルノニ矢張リ數十萬人ノ人が要ルトカ、サウ云フ面ニ對スル失業者モ吸收サレマスルシ、ソレカラ今中山委員カラモ御觸レニナリマシテ一般ノ監業ト是トハ非常ニ重大ナ關係ヲ持ツテ居リマスノデ、特ニ中小工業ノ勃興ト云フコトハ、失業對策ニ非常ニ重大ナ救濟ニカリマスノデ、特ニ其ノ點ハ石炭ノ増産ニ俟ツ所ガ非常ニ多イ、石炭ノ増産ガ何ヨリ失業對策ニ效能ガアルト云フ風ニ考ヘル次第アリマスノデ、サウ云フ面ニ付テモ政府ハ出來ルダケ努力ヲシナ居リマス、ソレカラ又失業問題ノ性格ガ、只今御指摘ノ如クニ、多少外國ト違ツタ點ガアリマシテ、昭和六年頃ノ不景氣ニモ餘り目立リマスノデ、日本ノ此ノ家族制度ト申シマスト少し狹イデスガ、ソレヨリモ

廣イ意味ニ於ケル何カ一ツ日本ノ畏ニ外地方的吸收力ト云フヤウナモノ相當アルヤニ考ヘテ居リマスガ、勿論ソレ只今ノ労働者ノ爭議ノ問題デアリマスルガ、是ハ矢張リ只今御指摘ノヤウナ事實モ私ハアルト思ヒマス、併シドウシテモハ労働組合ノ自覺、勞働者ノ自覺ニ待タナクテハナラヌ問題デアリマシテ、此ノ問題ニ付テ事柄ニ付テ性質上、政府トシテ積極的ニ干渉ヲスルト云フヤウナ立場ハ執クテ居リマセヌ、ナカニ斯ウ云フ問題ノ見塊ニハムツカシイ問題デアリマス、正當ナル争議ト云フ意味ニ於テハ、法律上、憲法及ビ労働組合法上認マラレタ権利ニナツテ居リマス、ドウシテモ是ハ労働者及労働組合ノ自覺ニ待タナクテヤナラヌト云フニ大體問題ヲ取扱シテ行ツテ居ルノガ只今ノ現状デアリマス、併シ是ハ正當ナラザル範囲ニ瓦リマス時ニハ、ソレハ政府トシテ色々限ヲ致シマス、ト申スノハ、例へバ生産管理ノ問題ノ如キ其ノ一例デアリマス、サウ云フ風ニ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

勤労者ト經營者ノ一部ニ依ル經營協議會ト云フノガ宜ノカドウカ、生產管理ノ問題ガ自主的デナケレバナラヌト云フコトガ分ツテ居ル時ニ、經營ト限ガアルヤウナ風ニ迄取扱ハレヨウタシテ居ルヤウナ傾向ガアル、是ガ果シテ協議會、ソコデ決メタモノガ絶対ノ標榜ガアルカ、寧ロ名稱モ工場協議會トカ、職場協議會、生產協議會、勞務協議會ト云フヤウナ意味ニ改メラルコトガ穩當デハナイカ、經營協議會ト云フモノハ株主ト經營者トノ間ニ工場協議會トカ、經營者トノ間ニ用ヒラレル言葉トシテハ適當デハナインデヤナイカト思ハレマスガ、此ノ點モ政府ハドウ御考ヘニナリマスカ、又政府ハ勞働者ノ團體、所謂勞働權ノ尊重ト同時ニ團體ヲ重シテ、是ガ種々勞働組合ノ出來ルコトヲ或意味ニ於テ獎勵デハナイケドモ促進ナサレテ居リマスガ、諸外國ニ於テハ使用者モ孤立デナシニ、使用者團體モ勞働組合ト同ジヤウナ形ニ置イテアツテ、サウシテ平時デアリ、地位モ總テガ對等ノ下ニ、合理的ナ交渉が行レテ居ルヤウデアリマス、日本デハ使用者ハ孤立シタ狀態デアツテ、サウシテ勞働者ノ團結ノミガ出来テ居ル、勞働組合ガ出來ルト云フ時ニ、併セテ使用者關係モ適當ナル業種組合等ノコトガ計畫サレナケレバナラヌトニヤナイカ、是ガ全然放任サレハナケレバナラヌ、一面ニハ別ノ基準

法トシナケレバナラヌ、サウデナクニ
労働組合法ガ制定サレルナラバ……
ソレト同時ニ争議ガ目的デナク、何處
迄モ労資ノ合理的ナ協力ミ依ツテ勤務
者ノ生活モ保護シ、向上セシメル、同
時ニ日本ノ產業ヲ健全ニ癡達サセ、サ
ウシテ社會大眾ノ福利ヲ増進スルトニ
フコトニ寄與貢獻シナケレバナラヌ、
デアリマス、ソレガ組合ガ先ニ設ケラ
レタノハ、我々ハ不合理ダト思ハレニ
ス、一緒デナケレバナラヌト思ヒマダ
ガハソレガ一步進シ、後先ガマダタ
ビナイ、組合ノミガ先ニ設ケラレナム
ツタラ、左程爭議ガ繰返シテ起ラズ、
モウ少シ労資ノ間ガ協力的ナ態度ヲ
テ進ムコトガ出來タノデハナイカト
ハレマスガ、政府ノ方ニ於テハ使用者
側ノ組合ニ對シテ、又團體ニ對シテ、
ドウ云フ御考ヲ御持ナニナツテ居ル、
デアルカ、又今ヘ經營協議會ト云フ
トハ色々ノ角度カラ其ノ名稱ガ穩當
ナイ、工場協議會、職場協議會、生產
協議會ナリ、労働協約ハ、工場長ニ生
ナ實質ノ伴ツタ意味デ、ナイトイケニ
イ、此ノ資料ヲ見マシテモ、其ノ經營
協議會ナリ、労働協約ハ、工場長ニ生
ツテ大概締結サレテ居ル、工場長ガ所
謂重役デナケレバ決メラレナイコト決
決メル、其ノ協議會テ決メタコトハ
奉スル、會社ガ或程度守ラナケレバナ
ラヌ義務迄負ハサレテ居ル所モアルニ
ウデアリマス、此ノ點ハ其ノ局面ヲ
當ニ限定スルコトガ必要デハナイカ
思ヒマス、大臣ノ御考ヲ伺ヒマス
○國務大臣(河合長成君) 只今經營協
議會ニ付テノ御尋ガアリシタガ、之
ガ隸利關係ト、ソレカラ事實上ノ體を
トハ、政府ニ於テハ、矢張リハツキリ
區別シテ考ヘテ居リマス、企業權、

營權ト云フモノト勞働權ト云フモノト
ハ等シク是ハ憲法カラ發シテ居ル、基
本人權カラ發シテ居ル所ニソノ權利
デアルノゾ、其ノ間ノ截然タル區別ハ
法律的ニハツキリ付ケテ居リマスノ
デ、經營協議會ト云フ名ガ付イテ居ル
カラト云フコトデ、勞働者ガ經營權ヲ
右出來ルト云フ觀念デハアリマセヌ、
其ノ點ハ法律的ニハツキリ區別シテ居
リマス、ソレダカラ特ニ經營協議會ナ
ドニ人事トカ、經理ナドノ問題ニハ立
入ツテ與レルナト云フヤウナ方針ヲ執
ツテ居ル次第デアリマス、併シ此ノ事
實上ノ問題ト致シマシテ、工場經營ニ
ハドウシテモ勞務ト云フモノガ非常ナ
モナイコトデアリマス、勞務ノ面ヲ無
視シテハ到底生産ハ出來ナイノデアリ
マスルカラ、ソレダカラ生產ノ實行ト
云フコト、經營ノ實行ト云フ面ニ關シ
マシテハ、勞働者トノ間ニ御互ニ出來
ルダケノ協議ヲ尋ゲテ行ツタラ宣イノ
デハナインカト云フーツノ考ハ持ツテ居
ル譯デアリマス、ソレデ其ノ線ニ沿フ
コトニ依ツテ自ラ經營協議會トナツテ
來ツタ譯デアリマシテ、決シテアレハ
經營權ノ侵犯ト云フ問題デハアリマセ
ヌ、ソレカラ又ソレニ依ツテ工場長ガ
株主總會ヲ拘束スル、或ハ社長ノ權限
ヲ拘束スルト云フ性質ノモノデハアリ
マセヌ、是ハ出來ルダケソレハ尊重シ
テ貴ヒタイト云フ精神ニ於テヤツテ居
リマス、併シは委任狀デモ持ツテ來
マスルトカ、代表權ヲ持ツテ行ツタ時
ニハ、是ハ會社ガ交渉スルモノアル
經營協議會ト云フ名ヲ付ケナケレバ

ナラメト云フコトハ、決シテ之ヲ決メチ居ル譯デアリマセヌ、工場拂職會デモ、職務協議會デモ、ソレハモノノ作ルガ、政府ガ之ヲ作レト云ブコトヲ命ズル譯デアリマセヌ、此ノ點ニ付キマシテハ、基準ヲ作ツダラドウカト力色キ議論ガアリマシタ、政府トシテハ一定ノモノヲ示スノハドウダラウト云フ考カラ、中央勞働委員會テ一ノ見本ノヤウナモノヲ作ツチ、大體ノ基準ハ労働委員會トシテ示シテ居リマス、ト申スノハ、只今迄經營協議會ト云フ方ノ實際ガ却ツチ行キ過ギテ居ル點が多々アルヤウデアリマシテ、サウ云フキウナ點ノ自覺セ必要デヤナイカト云フ意味ヲ以テ其ノ基準ヲ示シタ譯デアリマス、ソレカラ第二ノ問題ノ事業者側ノ團體ト云フコトアリマスガ、是ハ矢張り労働問題トシテ採リ上ゲル時ニハ、事業者側ノ方ハ今迄ガシナリシタ組織モ力モ持ツテ居ルノアッテ、民主主義ノ實行ニトザアリマスガ、勿論憲法ニモ弊トシテ採リ上ゲル時ニハ、事業者側ノ方ハアルト云フ事實上ノ見地カラ、其ノ面ニ重點ヲ置カレテ組合法ナドガ出来ケレドモ、日本ノ從來カラノ實情、特ニ終戰後ノ現狀ニ於キマシテハ労働權ノ確認ト云フ方ガ最モ急要スル問題ダト云フ意味ニ於テ、組合法ダケラ先づ採リ上ゲタ、サウシテ實際ノ力ヲ持テ居ル事業者側ノ團體ノ如キノ方ハ獎勵的ノ態度ヲ執ラヌト云フコトダケデナリマシテ、是ハモウ實際ニハ幾ラ御作リニナツチモ宜イ、又作ラレタ方

ガ宣イト云フコトモ考ヘテ居リマスルケレドモ、ソレラドウカオヤリ下サイト書フコトヨリ、寧ロ勞働者側ノ方に大體ノ方針ニナツテ居リマス、其ノ線ニ沿ウチ主ニヤツチ居ルコトヲ御了承願ヒタイ、特ニ私ハ其ノ問題ニ付テ申上ゲルコトノ出來ヌノハ、是ハ私ノ方ノ所管デナイト恩ヒマスカラ、多分商工大臣より所管ニナクテ居ルト思ヒマスカラ、其ノ點ヲ御了承願ヒタイト思ヒマス

○委員長(男爵渡邊二君) 本日ハ是ニチ懇會致シマス、明後十一日午前十時カラ開會致シマス

午後零時三分散會

出席者左ノ如シ

委員長	男爵渡邊 修二君
副委員長	子爵高木 正得君
委員	公爵三條 實春君
	侯爵東郷 彌君
	侯爵鍋島 直泰君
	伯爵王生 基泰君
	子爵秋月 種英君
	子爵松平 乘統君
	子爵大久保教尙君
	子爵三宅 直勝君
	桑木 吉田
	男爵松本 健男君
	男爵山根 義鶴君
	男爵山名 久君
	男爵中村 徹雄君
	種田 虎雄君
我妻	榮君
中山	太一君
竹中葵右衛門君	

國務大臣	厚生大臣	河合 良成君
政府委員	厚生事務官	吉武 恵市君
	富樫 総一君	鐵郎君
	片倉兼太郎君	秋田 三一君
	古垣	